

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………	(水産経営課)	39
告 示		
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	42
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………	(農業支援課)	42
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	43
公 表		
○水防法による浸水想定区域の指定……………	(河川課)	43

規	則
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年 9 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第77号	
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	
水産業協同組合法施行細則（昭和47年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。	
第 3 条第 1 項中「（第100条の 6 において準用する場合を除く。）及び漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「省令」という。）及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改め、「知事の権限」の次に「（共済水産業協同組合連合会に係るものを除く。）」を加え、「第 6 号」を「第 5 号」に改める。	
第 3 条の 5 中「この規定を」を「法第92条第 1 項において読み替えて」に改める。	
第 3 条の 6 第 1 項中「規定を」の次に「法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において読み替えて」を加え、同条第 2 項中「この規定を」を「法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において」に改める。	

第 3 条の 8 中「この規定を」を「法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において読み替えて」に改め、同条第 3 号中「第11条第 8 項」を「第11条第 9 項」に改める。

第 3 条の 9 中「第11条の 8 第 1 項ただし書又は同条第 2 項後段において準用する同条第 1 号ただし書（これらの規定を）」を「第11条の11第 1 項ただし書（同条第 2 項後段において準用する場合を含む。）（これらの規定を法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において読み替えて」に改める。

第 3 条の10中「第11条の 9 ただし書（この規定を）」を「第11条の12ただし書（法第92条第 1 項、第96条第 1 項、第100条第 1 項及び第100条の 8 第 1 項において）」に改める。

第 3 条の11中「第15条の 2 （この規定を）」を「第15条の 2 第 1 項又は第 2 項（これらの規定を法第96条第 1 項及び第100条の 8 第 1 項において読み替えて」に改める。

第 3 条の12を次のように改める。

第13条の12 削除

第 3 条の13の見出しを「（基準議決権数を超える議決権の取得等の承認申請書）」に改め、同条中「第17条の 3 第 2 項ただし書（この規定を）」を「第17条の15第 2 項ただし書（法第87条の 4 第 2 項（法第100条第 1 項において準用する場合を含む。）、第96条第 1 項及び第100条の 4 第 2 項において）」に、「基準株式数等を超えて株式等」を「基準議決権数を超えて議決権」に改める。

第 3 条の14中「この規定を」を「法第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 4 項中「この規定を」を「法第86条第 2 項、第92条第 3 項、第96条第 3 項、第100条第 3 項及び第100条の 8 第 3 項において」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「この規定を」を「法第92条第 3 項、第96条第 3 項及び第100条第 3 項において」に改める。

第 4 条の 3 中「この規定を」を「法第96条第 3 項において」に改める。

第 4 条の 4 中「命令第46条第 4 項」を「省令第205条第 7 項」に改める。

第 4 条の 5 第 1 項中「第51条第 3 項」を「第51条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「この規定を」を「法第86条第 3 項、第92条第 4 項、第96条第 4 項、第100条第 4 項及び第100条の 8 第 4 項において」に改める。

第 6 条第 1 項中「又は法第91条の 2 第 2 項（これらの規定を）」を「（法第86条第 4 項、第96条第 5 項及び第100条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）又は法第91条第 2 項（法第100条第 5 項において）」に改め、同条第 2 項中「又は法第91条の 2 第 5 項（これらの規定を）」を「（法第86条第 4 項、第96条第 5 項及び第100条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）又は法第91条第 5 項（法第100条第 5 項において）」に改める。

第 7 条中「この規定を」を「法第86条第 4 項、第92条第 5 項、第96条第 5 項、第100条第 5 項及び第100条の 8 第 5 項において」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（子会社対象会社等を子会社とすることの認可申請書等）

第7条の2 法第87条の3第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）（これらの規定を法第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により子会社対象会社又は認可対象会社を子会社とすることの認可の申請をする場合は、別記第9号様式の2の申請書によらなければならない。

2 法第87条の3第5項ただし書（法第100条第1項及び第100条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き子会社とすることの認可の申請をする場合は、別記第9号様式の3の申請書によらなければならない。

3 法第126条の2の規定により子会社に関する届出をする場合は、別記第9号様式の4の届出書によらなければならない。

第11条中「法」を「法、省令」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（共済代理店及び共済計理人に係る届出）

第11条 法第126条の2第1号の規定により共済代理店の設置又は廃止の届出をする場合は、別記第11号様式の届出書によらなければならない。この場合において、当該届出が共済代理店の設置に係るものであるときは、共済事業の業務の委託に関する契約書案を添付しなければならない。

2 法第126条の2第2号の規定により共済計理人の選任の届出をする場合は、別記第12号様式の届出書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 省令第73条に規定する要件に該当することを証明する書面
- (3) 共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

3 法第126条の2第2号の規定により共済計理人の退任の届出をする場合は、別記第13号様式の届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 当該共済計理人の退任後においても共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

別記第1号様式の4中「第92条第1項において」の次に「読み替えて」を加える。

別記第1号様式の5中「第100条第1項において」の次に「読み替えて」を加える。

別記第1号様式の7中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改める。

別記第1号様式の8中「おいて」の次に「読み替えて」を加える。

別記第1号様式の9中「第100条第1項において」の次に「読み替えて」を加え、「第11条の8第1項ただし書」を「第11条の11第1項ただし書」に改める。

別記第1号様式の10中「第100条第1項」の次に「、第100条の8第1項」を加え、「第11条の9ただし書」を「第11条の12ただし書」に改める。

別記第1号様式の11中「第100条の6第1項において」を「第100条の8第1項において読み替えて」に改める。

別記第1号様式の12から別記第1号様式の14までを次のように改める。

別記第1号様式の12から別記第1号様式の14まで 削除

別記第1号様式の15中「基準株式数等を超える株式等の取得等の承認申請書」を「基準議決権数を超える議決権の取得等の承認申請書」に改め、「第96条の第1項」の次に「、第100条の4第2項」を加え、「第17条の3第2項ただし書」を「第17条の15第2項ただし書」に、「、基準株式数等」を「、基準議決権数」に、「株式等を」を「議決権を」に改める。

別記第1号様式の17中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

別記第1号様式の17の2中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改める。

別記第1号様式の18中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

別記第1号様式の21中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令第46条第4項」を「水産業協同組合法施行規則第205条第7項」に改める。

別記第1号様式の22中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令第51条第3項」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項」に改める。

別記第1号様式の23中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改める。

別記第2号様式中「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改める。

別記第8号様式中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改める。

別記第8号様式の2中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第5項」を「第91条第5項」に改める。

別記第9号様式中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式の2（第7条の2関係）

子会社対象会社等を子会社とすることの認可申請書

年 月 日

北 海 道 知 事 様
（ 支庁長 ）

申請者住所
組 合 名
代表理事氏名

印

水産業協同組合法（第100条第1項において読み替えて準用する）第87条の3第4項（第6項において準用する同条第4項）の規定により、次の会社を子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 記 1 会社の住所・名称 2 会社の主な業務内容 別記第9号様式の3（第7条の2関係） 引き続き子会社とすることの認可申請書 年 月 日 北 海 道 知 事 様 （ 支庁長） 申 請 者 住 所 組 合 名 代表理事氏名 印 水産業協同組合法（第100条第1項、第100条の3第7項において準用する）第87条の3第5項ただし書の規定により、次の会社を引き続き子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 記 1 会社の住所・名称 2 会社の主な業務内容 別記第9号様式の4（第7条の2関係） 子会社に関する届出書 年 月 日 北 海 道 知 事 様 （ 支庁長） 届 出 者 住 所 組 合 名 代表理事氏名 印 次の子会社が水産業協同組合法第126条の2に規定する子会社に該当するので、関係書類を添えて申請します。 記 1 子会社の住所・名称 2 子会社の主な業務内容 3 届出事由 別記第10号様式中「又は信用事業受託者」を「、信用事業受託者又は共済代理店」に改め、	同様式の次に次の3様式を加える。 別記第11号様式（第11条関係） 共済代理店の（設置、廃止）届出書 年 月 日 北 海 道 知 事 様 （ 支庁長） 届 出 者 住 所 組 合 名 代表理事氏名 印 次の共済代理店を（設置、廃止）するので、水産業協同組合法第126条の2第1号の規定により届け出ます。 記 代 理 店 名 代 表 者 職 氏 名 代 理 店 の 所 在 地 （設置、廃止）理 由 （設置、廃止）予定日 主 たる 業 務 内 容 別記第12号様式（第11条関係） 共済計理人の選任届出書 年 月 日 北 海 道 知 事 様 （ 支庁長） 届 出 者 住 所 組 合 名 代表理事氏名 印 次の共済計理人を選任したので、水産業協同組合法第126条の2第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 記 共済計理人氏名 別記第13号様式（第11条関係） 共済計理人の退任届出書 年 月 日 北 海 道 知 事 様 （ 支庁長）
--	--

届 出 者 住 所 組 合 名 代表理事氏名印 次の共済計理人が退任したので、水産業協同組合法第126条の2第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 記 共済計理人氏名 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。		換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年 9 月16日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成21年 9 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
告 示		北海道告示第646号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成21年 9 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市昭和21の1・22の1・22の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 昭和21の1・22の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字上歌32の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。	
北海道告示第643号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成21年 9 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可年月日 土地改良区名 平成21. 9. 4 厚真町土地改良区 同 21. 9. 7 厚沢部土地改良区			
北海道告示第644号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。 平成21年 9 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 平成21. 8. 8 理 事 塚 本 昭 紀 栗山町字北学田543番地 同 監 事 大 井 賢 治 同 字御園258番地			
北海道告示第645号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、比布町比布地区の			

字上歌32の1（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 保安林予定森林の所在場所 赤平市字赤平693の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字赤平693の1（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第647号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成21年9月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第648号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成21年9月15日	北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町・上川郡新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上士幌町・新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） <table><tr><th data-bbox="1120 1125 1568 1201">公</th><th data-bbox="1568 1125 2096 1201">表</th></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1120 1201 1568 1493"> 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成21年9月15日 北海道知事 高 橋 はるみ </td></tr></table>	公	表	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成21年9月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
公	表				
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成21年9月15日 北海道知事 高 橋 はるみ					

水 系 名	河 川 名	閲 覧 場 所
一級河川石狩川	豊 平 川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び事業課
同	厚 別 川	同
同	野 津 幌 川	同
同	月 寒 川	同
同	望 月 寒 川	同
同	精 進 川	同
同	千 歳 川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び千歳出張所
同	マ マ チ 川	同
同	新ママチ川	同
同	茂 漁 川	同
同	柏 木 川	同
同	長 都 川	同
同	輪 厚 川	同